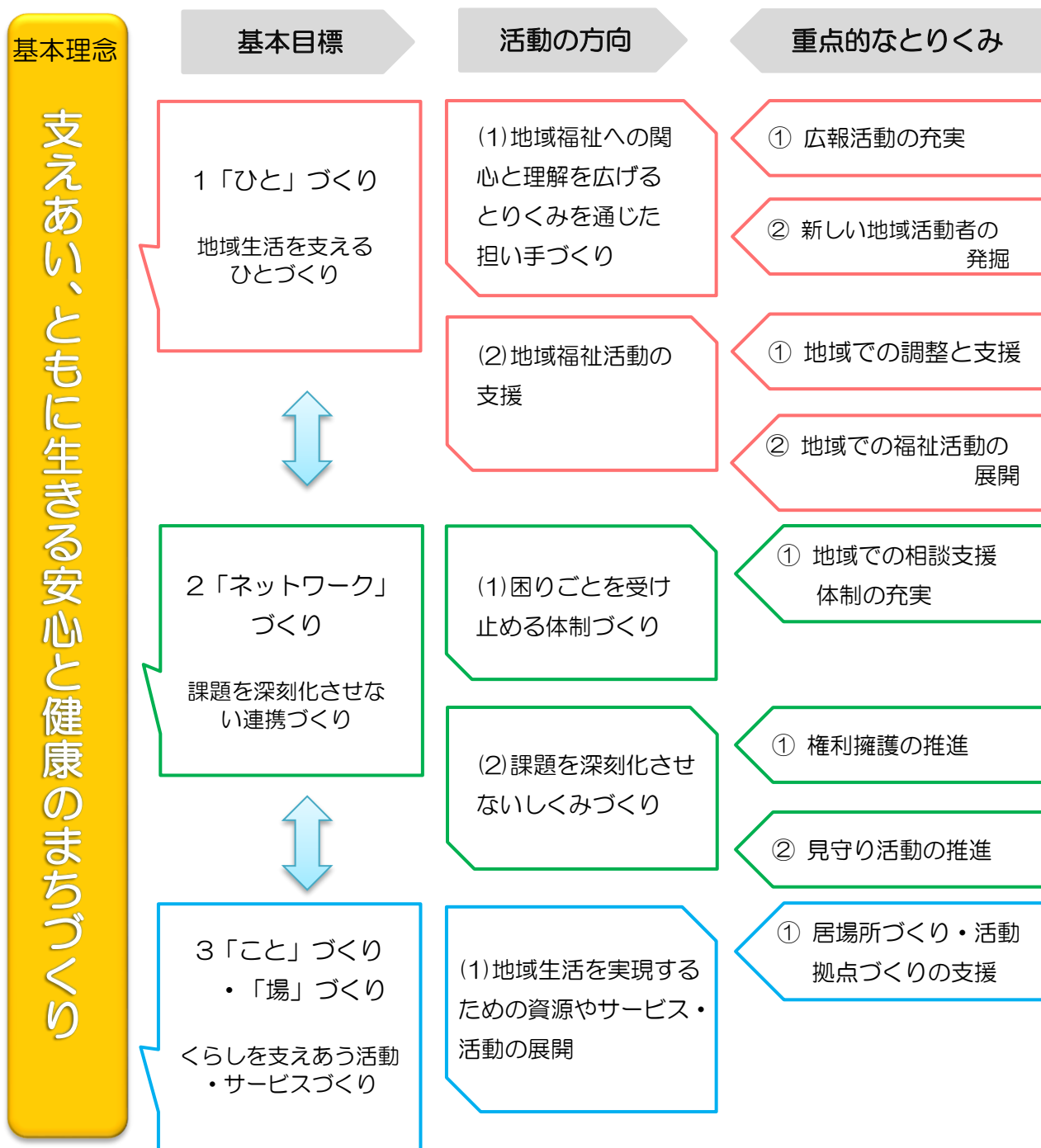


第4章 重点的なとりくみと実施事業

「基本理念」を具現化するための「基本目標」や「活動の方向」の決定を受けて、第4章ではそれぞれの「活動の方向」について「重点的なとりくみ」を設定しました。

この「重点的なとりくみ」では、奈良市がめざしていく社会を実現するため、担当部署との連携を強化しながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざします。



<事業一覧>

基本 目標	活動の 方向	重点的な とりくみ	事業名	担当課	頁
1	(1)	①	ボランティアインフォメーションセンターの運営と管理	協働推進課	33
		①	地域人権教育支援事業	人権政策課	34
		①	情報発信の充実と統計資料の公開	関係課・福祉政策課	34
1	(1)	②	ボランティアの育成	協働推進課	35
		②	ボランティアセンターの運営と管理	協働推進課	36
		②	奈良市ポイント制度（ボランティアポイント）	協働推進課	36
		②	奈良市安心・安全“なら”見守りネットワーク事業（事業協定）	福祉政策課	36
		②	認知症サポーター養成講座	福祉政策課	37
		②	奈良市地域見守りサポート制度の構築・推進	地域福祉課	37
		②	子育て支援アドバイザー事業	子ども育成課	37
1	(2)	①	生活支援コーディネーターの配置	福祉政策課	38
		①	民生委員・児童委員の活動支援事業	地域福祉課	39
		①	緊急時在宅高齢者支援事業	長寿福祉課	39
		①	子育てサークルへの支援事業	子ども育成課	39
1	(2)	②	福祉避難所の充実事業	危機管理課	40
		②	地区別福祉活動計画づくりの支援事業	地域福祉課	40
		②	地区社協の活動支援	地域福祉課	41
2	(1)	①	自主防災防犯組織活動支援事業	危機管理課	42
		①	生活相談窓口	人権政策課	42
		①	女性問題相談	男女共同参画課	43
		①	認知症相談	福祉政策課	43
		①	地域包括支援センター相談・支援事業	福祉政策課	43
		①	障害者相談支援事業	障がい福祉課	43
		①	生活困窮者等自立支援事業	保護第一課 くらしと仕事支援室	44
		①	こんにちは 赤ちゃん訪問事業	子育て相談課	44
		①	子ども発達支援事業	子育て相談課	44
		①	妊産婦・乳幼児健康相談事業	健康増進課	44
		①	訪問相談事業（訪問相談員等の育成）	保健予防課	45
		①	教育相談体制整備事業	教育相談課	45

基本 目標	活動の 方向	重点的な とりくみ	事業名	担当課	頁
2	(2)	①	DV相談ダイヤル	男女共同参画課	46
		①	権利擁護センターの設置運営事業	福祉政策課	47
		①	市民後見人の育成事業	地域福祉課	47
		①	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課	47
		①	障害者虐待防止対策支援事業	障がい福祉課	47
		①	成年後見制度利用支援事業	長寿福祉課	48
		①	高齢者虐待防止事業	長寿福祉課	48
		①	被虐待児童対策地域協議会	子育て相談課	48
2	(2)	②	地域防犯活動の推進事業	危機管理課	49
		②	避難行動要支援者名簿作成事業	危機管理課・地域福祉課	50
		②	奈良市安心・安全“なら”見守りネットワーク事業	福祉政策課	50
		②	奈良市地域みまもりサポート制度の推進	地域福祉課	50
		②	精神障害者に対する個別相談、訪問活動	障がい福祉課	51
		②	子育てナビゲーターの配置による子育て制度利用者支援事業	子ども育成課	51
		②	養育支援訪問事業	子育て相談課	51
		②	新生児、妊産婦訪問事業	健康増進課	52
		②	乳幼児教室	健康増進課	52
		②	乳幼児健康診査	健康増進課	52
		②	未熟児、低体重児支援事業	健康増進課	52
		②	安全対策事業	いじめ防止生徒指導課	53
		②	女性防災クラブ員による防火啓発事業	消防局 予防課	53
3	(1)	①	人権文化センター事業	人権政策課	54
		①	老人福祉センターの充実	長寿福祉課	54
		①	ファミリー・サポート・センター事業	子ども育成課	54
		①	子育てスポットすくすく広場事業	子ども育成課	55
		①	子育てスポット事業	子ども育成課	55
		①	地域子育て支援拠点事業	子ども育成課	55
		①	発達支援教室	健康増進課	56
		①	公民館事業	生涯学習課	56
		①	放課後児童健全育成事業	地域教育課	56
		①	放課後子ども教室推進事業	地域教育課	56
		①	奈良市適応指導教室「HOP」事業	教育相談課	57

【基本目標】1「ひと」づくり ～地域生活を支えるひとづくり～

【活動の方向】（1）地域福祉への関心と理解を広げるとりくみを通じた担い手づくり

【重点的なとりくみ】①広報活動の充実

1. 現状と課題

地域福祉活動は地域住民が主役となり、市や福祉関係機関が協働しながらそれぞれが主体的にとりくんでいくことが大切です。地域のつながりが希薄化する中において、孤立、貧困問題、ひきこもり、精神疾患など複数の課題を抱えた住民が暮らしています。その課題を「他人事（ひとごと）」とせず、「我が事」とし、地域の課題として捉えることが重要になってきます。

また、障害のある方や認知症の方など、地域ぐるみで支援が必要な人びとの情報を住民を含めた関係者が共有することも大変重要です。

2. 施策の方向

地域福祉活動の主体者である住民が地域課題を住民自身で気づき、共感し、課題解決のための活動まで結び付けられるよう、さまざまな広報媒体や機会を活用しながら地域福祉に関する広報活動を継続して行っています。また、地域福祉活動にとりくむ住民の支援となりうる情報も発信していきます。

障害のある方や認知症の方の特性や虐待問題など、それぞれの課題を理解する上で必要な情報や人間としての尊厳と、現存する偏見や差別について考えるための情報も積極的に発信していきます。

3. 実施事業

◆ ボランティアインフォメーションセンターの運営と管理（協働推進課）

市民公益活動団体へ積極的に情報提供するとともに、学生や、勤労者、団塊の世代の方々などに対して市民公益活動への参画を促し、活動の主体となる人材の育成を図ることを目的とした相談コーディネート業務をはじめ、各種講座の実施、会議室の提供、各種情報収集・発信などを行います。

年度	29	30	31	32	33以降
登録団体数	293団体	295団体	297団体	300団体	継続

◆ 地域人権教育支援事業（人権政策課）

地域における人権教育の推進を図るため、奈良市人権教育推進協議会との連携を強化し、地域活動としての人権学習を通して人権問題への認識を深めることにより、全市レベルでの福祉の向上に努めます。

そのために、社会教育指導員を配置し、奈良市人権教育推進協議会などの社会教育団体の育成や、識字学級などで学習を行う者に対して指導や助言を行い、共に支えあう社会づくりを支援します。

地区別研修会については、多くの人に関心を持ってもらい、人権教育についての意識向上のために、研修内容の充実を図ります。

年度	29	30	31	32	33以降
地区別研修会参加目標人数	1,558人	1,575人	1,586人	1,600人	継続

※奈良市人権教育推進協議会は市内40地区に設置することを目標としており、1地区あたりの参加者数を40人程度と見込み、全地区で実施した場合の参加目標人数を1,600人とします。

◆ 情報発信の充実と統計資料の公開（関係課・福祉政策課）

地域福祉に関して広く情報発信を行い、市民への地域福祉計画の啓発をはじめとし、地域福祉の意義を理解していただくことにより、さまざまな活動への参加を呼びかけます。

また、小学校区別福祉データをまとめた「校区別福祉データ」を市ホームページで公開し、地域福祉への関心を高めるとともに、活動の際の基礎データとして活用できるようにします。



【基本目標】 1 「ひと」づくり ～地域生活を支えるひとづくり～
 【活動の方向】 (1) 地域福祉への関心と理解を広げるとりくみを通じた担い手づくり
 【重点的なとりくみ】 ②新しい地域活動者の発掘

1. 現状と課題

現在、民生委員・児童委員協議会や地区社協が中心となって地域の福祉課題解決のためにとりくんでいますが、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯で、支援を必要とする孤立した住民の増加を踏まえ、新しい地域活動者を発掘し、担い手を増やしていくことが必要になっています。

2. 施策の方向

福祉分野のボランティアを増やすとりくみを継続します。また、住民や地域にある民間事業者などが、安心して気軽に見守り活動にとりくむことができるよう地域の実情に合わせた見守り活動の指針を示し、普段の暮らしや事業活動の中で、ゆるやかな見守りにとりくむ住民活動を啓発・後押しします。また、奈良市ポイント制度（ボランティアポイント）を活用することにより、住民の地域福祉活動への参加のきっかけづくりとします。

3. 実施事業

◆ ボランティアの育成（協働推進課）

ボランティア養成講座を充実させるとともに、ボランティアセンターとボランティアインフォメーションセンターのより一層の連携を図りながら、ボランティアの育成にとりくみます。

<工程表>

年度	29	30	31	32	33以降
ボランティアの育成（ボランティアセンター）	市民交流サロン・各養成講座の実施				継続
	地域ニーズや課題の解決に向けて養成講座の検討・実施				
	情報交換や 情報共有				
ボランティアの育成（ボランティアインフォメーションセンター）	ボランティア入門講座・各養成講座の実施				継続
	地域ニーズや課題の解決に向けて養成講座の検討・実施				

◆ ボランティアセンターの運営と管理（協働推進課）

奈良市におけるボランティア活動の拠点として、ボランティアに関する相談の受付やコーディネート、ボランティアに関する活動場所の提供、ボランティアやボランティアコーディネーターを養成するための講座などをおこなうとともに、指定管理者とも連携を深め、充実した施設運営を行います。

年度	29	30	31	32	33以降
ボランティアセンターの利用者数	21,900人	22,100人	22,300人	22,500人	継続

◆ 奈良市ポイント制度（ボランティアポイント）（協働推進課）

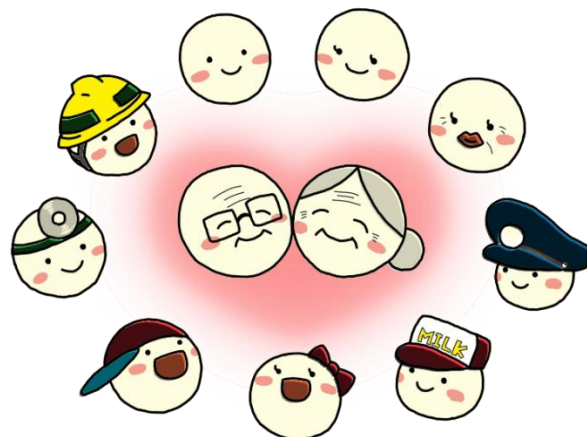
奈良市ポイント制度（ボランティアポイント）を活用し、より大勢の住民が継続的に地域のボランティア活動に参加してもらう動機づけとします。

年度	29	30	31	32	33以降
奈良市ポイント制度（ボランティアポイント）	地域のボランティア活動へのポイントの付与				継続

◆ 奈良市安心・安全“なら”見守りネットワーク事業（事業協定）（福祉政策課）

見守りネットワーク事業の更なる普及と推進にとりくみます。協力事業所は、日常業務において気になる人がいる場合、対象者の情報や気づいた内容を市に連絡し、市は、各関係機関と連携を図り対応します。対応終了後は、協力事業所へ対応内容について報告します。

年度	29	30	31	32	33以降
協力事業所の登録数	35事業所	40事業所	45事業所	50事業所	継続



◆ 認知症サポーター養成講座（福祉政策課）

認知症について理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する認知症サポーターを育成するため「認知症サポーター養成講座」を開催します。また、認知症キャラバンメイトが主催するセミナーの開催に関する支援を行います。講座受講者にはオレンジリング（手首に付けるリング状のもの）を配付しています。

年度	29	30	31	32	33以降
「認知症サポーター養成講座」の受講者数累計	12,500人	14,000人	15,500人	17,000人	継続



◆ 奈良市地域みまもりサポート制度の構築・推進（地域福祉課）

「見守り活動」は、地域の困りごとなどの早期発見・早期対応を図るだけではなく、困りごとを発信できなかった孤立しがちな方が地域とつながるきっかけにもなります。また、地域にある心配なことや困りごとを地域住民が気付き合い、支えあう活動のきっかけになる重要なとりくみです。そのため、地域の見守り活動を具体的に後押しする協働施策として、地域みまもりサポート制度を構築し、地域の共助のチカラが発展できる仕組みをめざします。

具体的には、普段の暮らしの中で「ゆるやかに・さりげなく」見守り合いが出来るよう「みまもりサポーター」を養成・啓発すること、また民生委員や専門職などと連携・協力して見守り活動を担える「（仮）みまもり活動員」を養成し、地域での活動をバックアップすることを進めます。

◆ 子育て支援アドバイザー事業（子ども育成課）

都市化と核家族化の進行に伴い、身近に子育ての悩みを相談できる相手がいないため、孤立感や不安感を抱く保護者が増加し、かつての地域共同体が持っていた子育て支援機能が弱体化している中、地域の子育て経験豊かな市民を養成研修終了後、子育て支援アドバイザーとして登録しています。

登録者は、乳幼児とその保護者が集まる場所に出向き、子育てについての情報提供や育児相談などを行い、親の育児の負担感を軽減する役割を担うとともに、絵本の読み聞かせ、手遊び、親子体操などの遊びを伝えることによって子育てを支援しています。

【基本目標】 1 「ひと」づくり ～地域生活を支えるひとづくり～
 【活動の方向】 (2) 地域福祉活動の支援
 【重点的なとりくみ】 ①地域での調整と支援

1. 現状と課題

地域にはさまざまな暮らしの課題があり、地域福祉の主役である地域住民自身がそれぞれの地域福祉課題を考え、解決のために住民同士でお互いにできることを実践していくことが求められています。

行政においても地域との信頼関係をつくり、必要な働きかけをしながら、コーディネートや支援をしていく必要があります。

2. 施策の方向

地域住民が地域で提供される多様なサービスを利用できる地域づくりを支援するため、地域の多様な主体による多様なとりくみの調整役となる生活支援コーディネーターを設置します。地域に不足するサービスの創出や担い手の養成などの「資源開発」、そして関係者間の情報共有やサービス提供者間の連携体制づくりなどの「ネットワーク」構築を中心に充実させ、その後地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングさせる「ニーズととりくみのマッチング」機能も担っていきます。

また、高齢者の在宅生活を支えるためボランティアや民間企業、社会福祉法人などさまざまな事業主体による生活支援・介護予防サービスの提供について、官民連携による支援体制の充実・強化を図っていきます。

3. 実施事業

◆ 生活支援コーディネーターの配置（福祉政策課）

行政や市社協、地域包括支援センターなどがメンバーとなり話し合った内容をもとに、地域の福祉活動を円滑に行えるよう生活支援コーディネーターが担う役割や各機関との連携などを検討していきます。

平成30年度からは、実際に生活支援コーディネーターを配置し、地域の調整役としての役割を担っていきます。

＜工程表＞

年度	29	30	31	32	33以降
生活支援コーディネーターの配置	役割などの検討	生活支援コーディネーターの配置			継続

◆ 民生委員・児童委員の活動支援事業（地域福祉課）

市内46地区の民生委員・児童委員協議会の会長研修をはじめ、市内771名の民生委員・児童委員が集まる大会の開催支援など、民生委員・児童委員活動の推進を図ります。また、市内の46地区の民生委員・児童委員協議会に対して活動補助を行い民生委員・児童委員活動の推進を図ります。

地区民生委員・児童委員協議会へ出向いて研修などを行うことで、民生委員・児童委員活動の把握・助言・相談を行います。また、民生児童委員協議会連合会会長会などで情報を共有し、適切に活動の把握をすると共にその現状に即した研修などの実施ができるように進めていきます。

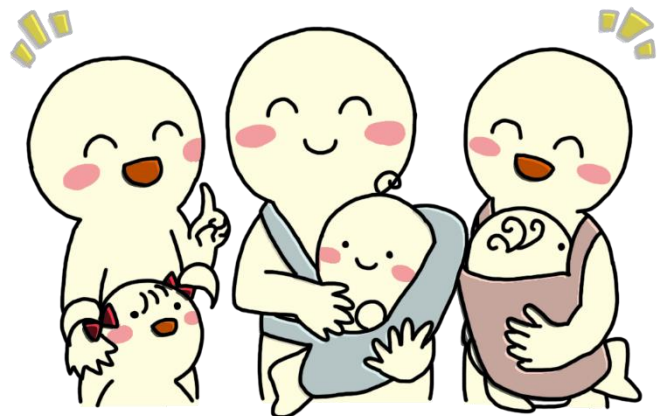
◆ 緊急時在宅高齢者支援事業（長寿福祉課）

在宅で65歳以上の単身世帯などで、心臓疾患など身体上疾患があり、日常生活において身体的な緊急事態が生じたとき、速やかに安全確保できるよう受信センターを通じて協力員に通報し安否を確認します。

◆ 子育てサークルへの支援事業（子ども育成課）

都市化と核家族化がすすみ子育て親子が孤立化する中で、地域では子育て親子や子育て支援者が自主的に活動する子育てサークルが数多く結成されてきました。これらのサークルを支援するために、地域子育て支援拠点や地域の子育て支援者を対象とした「子育て支援交流会」などの各種交流会を実施し、情報交換などのネットワーク化を図っています。

今後も、地域の子育て支援の拠点となる「地域子育て支援センター」や「つどいの広場」が主体となり、その地域の子育てサークルの支援を行うとともに、地域の子育て支援団体や地域住民などを結ぶ地域ごとの交流会を実施し、親育ち・子育て・子育てを推進していきます。



【基本目標】 1 「ひと」づくり ～地域生活を支えるひとづくり～
 【活動の方向】 (2) 地域福祉活動の支援
 【重点的なとりくみ】 ②地域での福祉活動の展開

1. 現状と課題

現在、市社協では、市内46地区に地区社協を設けて、地域住民による地域福祉推進のための活動を行っています。その活動方針となる地区別福祉活動計画の策定地区数は、現在20地区にとどまっています。

また、現在地域では地区社協、民生委員・児童委員協議会及びボランティア団体などにより、地域福祉活動が行われていますが、その活動の中で地域住民のさまざまな個別課題や地域課題に向きあうこととなります。地域だけで解決できない問題については、行政や市社協などの関係機関と連携しながら、解決を図りまた、専門機関につなぐ必要があります。

2. 施策の方向

平成32年度には、全46地区において地区別福祉活動計画を策定し、更に地域における福祉活動が活発になるように、市社協と連携しながら支援を行っております。

3. 実施事業

◆ 福祉避難所の充実事業（危機管理課）

避難所での生活が困難な要配慮者※⁷が、安心して生活できるよう、設備や体制を整備した福祉避難所の確保をめざします。また各施設などと協定を締結し、連携を図りながら、要配慮者のニーズに合わせた避難所の体制づくりをめざします。

◆ 地区別福祉活動計画づくりの支援事業（地域福祉課）

地区社協活動を展開するために構成する各種団体や関係機関が共通の目標をもって福祉のまちづくりを計画的にとりくんでいくことができるよう、各地区で実施される地区別福祉活動計画の策定支援にとりくみます。とりわけ、未策定地区については策定実施に向け積極的に働きかけを行うとともに、策定後はその進捗状況を把握するなかで、必要な支援にとりくみます。

年度	29	30	31	32	33以降
地区別福祉活動計画策定地区数	6地区 (計26地区)	6地区 (計32地区)	6地区 (計38地区)	8地区 (計46地区)	継続

◆ 地区社協の活動支援（地域福祉課）

住み慣れた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」の実現に向けて市社会福祉協議会が進める、つながり・見守り・支えあいの小地域福祉活動により、地区社協活動が活発化することで、少子高齢化や世帯の単身化による人間関係の希薄化などの問題の解決につながると考えます。さらに、地域がつながることで、地域の自治力が高まり、福祉でまちづくりがすすむことと考えます。

今後も地域活動を把握すると共に、市社協と連携しながら、地域性を考えた施策の展開を進めていきます。

奈良市地区社会福祉協議会

市内に46箇所ある地区社会福祉協議会を地域性に基づき7つのブロックに分けています

ブロック	地区
中 央	佐保、大宮、椿井、済美、鼓阪、大安寺西、飛鳥、佐保川、済美南
南 部	帯解、大安寺、精華、東市、辰市、明治
中西部	伏見、西大寺北、あやめ池、都跡、平城、六条、伏見南
西部北	登美ヶ丘、青和、二名、平城西、東登美ヶ丘、鶴舞
西部南	奈良 帝塚山、学園南、鳥見、富雄南、富雄、学園三碓
東 部	田原、東里、大柳生、柳生、狭川、月ヶ瀬、都祁
北 部	右京、神功、朱雀、左京、佐保台

※7 要配慮者…これまで使われていた「災害時要援護者」という替わりに、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のこと

【基本目標】 2「ネットワーク」づくり ～課題を深刻化させない連携づくり～
 【活動の方向】 (1) 困りごとを受け止める体制づくり
 【重点的なとりくみ】 ①地域での相談支援体制の充実

1. 現状と課題

生活課題を抱えた住民が適切な福祉サービスなどを受けるためには、対象者の身近に暮らす住民などが対象者のニーズに気付くことが大切であり、そのことが、課題を深刻化させないために大きな役割を果たします。また、課題の多様化に応じ、相談窓口の連携を充実していく必要があります。

本計画にあたり実施したヒアリング調査からは、支援を必要としても自分から困っているとは言い出すことができない方がおられるため、そういう方々がＳＯＳを発信できるようになるため、傾聴や根気強い関わりなどの対応が求められています。

2. 施策の方向

新たな課題である生活困窮者に対する自立に向けた支援を行います。また、行政間での連携強化に努め、課題を抱えた対象者を早期に発見し相談に応じることにより、課題の深刻化を防止し、適切な福祉サービスにつなげます。

また、災害時や緊急時に備えた住民活動を支援することにより、課題を深刻化させないとりくみを行ってまいります。

3. 実施事業

◆ 自主防災防犯組織活動支援事業（危機管理課）

地区自主防災防犯組織及び自主防災防犯協議会に対する活動交付金の交付を継続し、組織結成率100%を達成しました。引き続き、災害時に主体となって活動できるように避難所運営マニュアル作りの支援を行うなど、活動の活性化・充実化、実効性を高める支援・協力を行うことにより、災害に強い地域づくりをめざします。

◆ 生活相談窓口（人権政策課）

各人権文化センターにおいて、地域における身近で気軽な生活相談窓口としての役割を担い、関係機関との体制の構築を進め、地域住民の生活や福祉の向上と自立意識の高揚を図ります。また、継続的な支援のネットワークを強化した支援体制の確立をめざします。また、生活相談窓口職員のスキルアップを図り、地域ネットワークの構築と強化を継続します。

➤ センターの3つの役割

- 必要とする人に必要な制度をつなぐ → 申請主義による谷間を埋める
- 制度と制度をつなぐ → 縦割り行政による谷間を埋める
- 人と人をつなぐ → つながりの再構築

◆ 女性問題相談（男女共同参画課）

家族・DV・結婚・子育て・性に関することや家族の問題、そして自分の生き方などの悩みについて女性相談員が相談に応じ、安心してより良い人生が送れるよう、また、自立支援の一助とすることで市民一人ひとりの人権が尊重される男女共同参画社会の実現をめざします。

◆ 認知症相談（福祉政策課）

市役所本庁舎では毎週月曜日、西部出張所では毎週木曜日に、それぞれ午前10時から午後3時まで、「（公社）認知症の人と家族の会 奈良県支部」に委託し、認知症及び若年性認知症に関して本人や家族からの相談に応じています。

認知症になっても住み慣れた地域で住み続けられる支援につながるようサポートします。

◆ 地域包括支援センター相談・支援事業（福祉政策課）

地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援などを幅広く把握し、相談や地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる支援を行います。

年度	29	30	31	32	33以降
地域包括支援センター相談・支援件数	30,000件	高齢者人口が増加していくなか、支援体制の充実を図っていく			継続

◆ 障害者相談支援事業（障がい福祉課）

障害者などからの相談に応じ、必要な支援、情報提供や助言を行い、障害者などが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援していきます。また、安定した地域での生活を行うためにも、生活支援ニーズへの対応、相談支援機能の強化、地域住民の参加による見守り・支えあいなどのきめ細かな活動など幅広い受け皿づくりが必要不可欠です。また相談支援事業の更なる充実に向けて、地域の障害福祉に関するシステム造りの中核的な役割を果たす地域自立支援協議会の機能強化をめざし、さまざまなとりくみを行います。

◆ 生活困窮者等自立支援事業（保護第一課 くらしと仕事支援室）

失業や収入が低いなど経済的に困窮状態にある方や困窮状態となるおそれのある方が、早期に困窮状態から脱却できるよう、個々の状況に応じた支援プランを作成し、就労支援のほか関係機関との連絡調整により多種の支援を活用し、自立に向けて支援します。

また、就労経験がなかったり、生活習慣が乱れていたり、直ちに一般就労につくことが困難と思われる方に対して、就労に従事する準備としての基礎能力を身に付ける訓練を、段階的に行い、就労に向けて支援します。

年度	29	30	31	32	33以降
相談件数	350件	400件	450件	500件	継続

◆ こんにちは 赤ちゃん訪問事業（子育て相談課）

助産師などの訪問員が、生後4か月未満の乳児を育てるすべての家庭を訪問し、出産後の母親が直面するさまざまな不安や悩みを傾聴し、子育てに関する情報提供などを行います。

年度	29	30	31	32	33以降
訪問事業面接率	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	継続

面接率の現状を維持できるよう事業の周知をすすめます。

◆ 子ども発達支援事業（子育て相談課）

心理的な発達の障害並びに行動及び情緒に障害のある就学前の幼児又は発達支援の必要があると認められる就学前の幼児とその保護者に対して、相談・療育の場を設け、関係機関と協働しながら一貫して支援する体制を整えます。

相談の場では、心理相談員、言語聴覚士、保健師、作業療法士、保育教育士などが療育相談（電話、来所など）を行うとともに、就園児には、幼稚園などでの適切な支援につながるよう、必要に応じ園巡回相談を行います。

療育の場では、障害児通所支援（児童発達支援）などを行います。

◆ 妊産婦・乳幼児健康相談事業（健康増進課）

妊娠・出産・子育てについて保健師・助産師など専門職による電話・来所相談を実施しています。常設の相談室として保健所健康増進課、西部会館相談室があり、公民館など巡回相談も実施しています。妊産婦の身体や乳幼児の成長・母乳育児などの不安を気軽に相談でき、安心して子育てができる環境を整えます。

◆ 訪問相談事業（訪問相談員等の育成）（保健予防課）

奈良市難病対策地域協議会で協議された内容を基に、療養上の課題を抱えた住民が安心して地域生活を送れるよう保健師が訪問相談を実施すると共に、医療・福祉の関係専門職を対象に、質の向上とスムーズな連携のため研修会などを実施します。毎年、課題に沿って対象者や内容を検討しながら継続実施していきます。

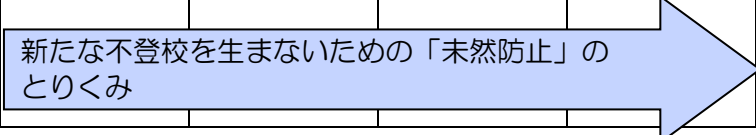
◆ 教育相談体制整備事業（教育相談課）

教育センターに教育相談総合窓口を設け、不登校やいじめなど学校生活に関わる相談や、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒への適切な支援を行うとともに、本市の教育相談体制の充実を図っています。また、不登校対策を進めるうえで小学校、中学校、高等学校の全市立学校にスクールカウンセラーを配置し、学校における支援体制の充実を図り、不登校の「早期発見・早期対応」による不登校の予防に努めるとともに、新たな不登校を生まないための「未然防止」のとりくみを推進します。

第3次計画の終了年である平成32年度までに、小中学校の不登校児童生徒の出現率の減少をめざして、全国の不登校児童生徒の出現率の平均以下となるように努めます。また、その後も改善を図り、新たな不登校を生まないための「未然防止」のとりくみを推進していきます。

年度	29	30	31	32	33以降
不登校児童生徒の出現率	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	継続

新たな不登校を生まないための「未然防止」のとりくみ




【基本目標】 2「ネットワーク」づくり ～課題を深刻化させない連携づくり～
【活動の方向】 (2) 課題を深刻化させない仕組みづくり
【重点的なとりくみ】 ①権利擁護の推進

1. 現状と課題

平成12年に社会福祉法の改正により「措置制度」から「契約方式による制度」に転換されたことにより、福祉サービスを必要とする人々がサービスを受ける際に、判断能力が不十分な高齢者や障害のある方が悪質商法の被害者となったり、虐待被害の対象となったりすることもあり、個人の権利擁護^{※8}に関する対策が求められます。

また、地域住民や行政がそれぞれの活動を通して生活課題を発見し、適切な福祉サービスなどにつなげた後、対象者が地域の中で安心してその人らしい生活が継続できるよう支援を行う必要があります。

2. 施策の方向

市民の権利擁護の充実、福祉のまちづくりの基本であり、行政が積極的にとりくんでいく必要があります。このことから、虐待の被害者や判断能力が不十分な高齢者や障害のある方などを法的に保護・支援する「成年後見制度^{※9}」の利用支援を行い、あわせて困りごとを総合的に受け止める体制として権利擁護センターの設置を行います。さらに、地域における権利擁護の担い手として期待される市民後見人^{※10}を育成し、後見活動をバックアップする体制の構築をめざします。

地域住民からの連絡や地域活動により明らかになった課題について、行政と関係機関とが協働しながら必要な支援を行うとともに、課題が深刻化することを未然に防止するために、各種活動を行っていきます。

3. 実施事業

◆ DV相談ダイヤル（男女共同参画課）

DVに関する悩みや問題について、専門の相談員が相談に応じます。また、必要に応じて問題解決に向けた情報・制度・相談機関の紹介、手続きに関する各証明書の発行などの被害者支援を行い、DVを許さない、安心して暮らすことができる社会の実現をめざします。



◆ 権利擁護センターの設置運営事業（福祉政策課）

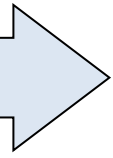
現在、権利擁護に関する一次相談窓口として、行政窓口、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、市社協がありますが、複数の課題が増加していることから、それぞれの窓口の連携を強化する必要があります。また、課題が複雑化する中で、法律など専門的な相談機関との連携も必要になってきます。

相談窓口の一元化や専門機関との連携強化を含め、市民が相談しやすい窓口の設置が求められていること、そして、市民後見活動のバックアップ組織の設置も必要であることから、それら機能を兼ね備えた権利擁護センターの設置が急がれます。センター機能の検討のあと、設置・運営を行います。

◆ 市民後見人の育成事業（地域福祉課）

判断能力が不十分な人が安心してその人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の利用の促進に努めてきました。あわせて、専門職後見人以外の市民後見人が活躍できるまちづくりをめざして、市民後見人養成講座を実施し、受講修了者に対する継続的な研修を実施してきました。

今後は、権利擁護センターを設置し、市のバックアップ体制のもと安心して市民後見人としての活動ができるようにサポートしていきます。

年度	29	30	31	32	33以降
市民後見人の育成事業	権利擁護センター設置に向けて協議	権利擁護センターの設置	市のバックアップ体制の下、市民後見人活動を開始	市民後見人の養成と継続的な支援 	

◆ 成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）

判断能力が不十分な知的障害者及び精神障害者であって親族がいない若しくは音信不通である人の保護のため、成年後見制度などの周知及び利用の促進を図っていきます。

◆ 障害者虐待防止対策支援事業（障がい福祉課）

奈良市障害者虐待防止センターを設置・運営するとともに、障害者に対する虐待の防止などを行うため、広く市民に啓発するとともに、地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行っていきます。

◆ 成年後見制度利用支援事業（長寿福祉課）

認知症高齢者、後見制度が必要となる対象者はさらに増加していくことが見込まれるため、地域包括支援センターとの連携を強化し、後見制度について継続的な周知を行います。また、事業の充実を図るため、社会福祉士の雇用を1名から2名へ増やします。

◆ 高齢者虐待防止事業（長寿福祉課）

奈良市高齢者虐待防止対策協議会を設置・運営するとともに、高齢者虐待の防止及び啓発、虐待事象への早期対応、養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関との連携を図ります。

◆ 被虐待児童対策地域協議会（子育て相談課）

児童虐待の予防や早期発見・早期対応、再発防止を行うため、支援者を対象とした研修などを実施し、支援者のスキル向上を図るとともに、児童虐待防止街頭啓発キャンペーンなどの啓発活動を実施します。

※8 権利擁護 …誰もが地域で主体的に生活していくために、生命と財産を守るとともに、自立を支援し自己実現と社会参加を促す活動

※9 成年後見制度…認知症、精神障害、知的障害など判断能力が不十分な人々を支援する制度。判断能力が低下すると、介護施設を利用するための契約や財産管理などを自分で行う事が困難になるため、家庭裁判所で選ばれた援助者（後見人・補佐人・補助人）が本人に代わって、契約などの法律行為や財産管理など必要な支援を行う

※10 市民後見人…親族以外の市民による援助者（後見人・補佐人・補助人）のこと。弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約などを本人に代わり行う。
市民後見人は、市民感覚を生かしたきめ細やかな後見活動ができる人材として期待されている

【基本目標】 2「ネットワーク」づくり ～課題を深刻化させない連携づくり～
 【活動の方向】 (2) 課題を深刻化させない仕組みづくり
 【重点的などりくみ】 ②見守り活動の推進

1. 現状と課題

身近な生活圏域では、自治会などによるサロン活動や地区社協による見守り活動が行われており、また、民生委員・児童委員協議会やボランティア団体などにおいても地域での福祉活動が行われています。

地域住民が安心して生活ができるよう見守りなどの活動を行っている団体からは、行政や関係機関に相談できる体制づくりを求める声や、個人情報取扱いについての問題を解決するための仕組みを求める声が聞かれました。

2. 施策の方向

見守り活動は、課題発見とサービスにつなぐ仕組みであると同時に、要支援者の孤立しがちな状況を解消し、地域福祉の関係団体と関係をつくり、地域社会とつなぐ仕組みにもなる地域福祉の推進に効果的な活動です。

そこで、地域における見守り活動が円滑かつ活発に行われるために、見守り活動の仕組みづくり及び制度の整備が重要です。

地域活動を行う地区社協、民生委員・児童委員及びボランティア団体などに対しては、活動の支援を行っていくほか、住民が安心して生活できるための各種活動を行っていきます。

3. 実施事業

◆ 地域防犯活動の推進事業（危機管理課）

市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、自治会及び自主防災防犯組織などと協働で、防犯講演会及び防犯教室を実施し、しみんだよりへの防犯記事の掲載を行います。

また、青色防犯パトロールにより市内一円の見回りを実施することにより、すべての市民が安全で安心して快適に生活できるまちづくりを推進することをめざします。

年度	29	30	31	32	33以降
青色防犯パトロール実施回数	270回	290回	310回	336回	継続
防犯教室開催回数	11回	14回	17回	20回	

◆ 避難行動要支援者名簿作成事業（危機管理課・地域福祉課）

災害対策基本法の改正を受けて、平成27年度より避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。災害時の円滑かつ迅速な避難にあたって、特に支援が必要とされる方への支援活動を避難支援等関係者（民生委員・児童委員など）の協力を得ながら行います。支援活動をより充実させるために、自主防災防犯組織の名簿受け取り率100%をめざします。

また、名簿掲載同意者に対して民生委員・児童委員の協力のもと救急医療情報キットを配付します。

年度	29	30	31	32	33以降
自主防犯組織の名簿受け取り率	94%	96%	98%	100%	継続

◆ 奈良市 安心・安全“なら”見守りネットワーク事業（福祉政策課）

認知症高齢者をはじめ、支援が必要な高齢者が、地域で安心して生活できることを目的とし、平成27年度から「奈良市安心・安全“なら”見守りネットワーク」事業を実施しています。

この事業は、認知症などにより行方不明になる可能性のある方に「奈良市安心・安全“なら”見守りネットワーク」に事前登録していただくことにより、万が一、行方不明になった場合には、登録内容をもとに警察や民生児童委員、市社協などの関係機関と連携し、早期発見につなげるものです。

事業の一環として、ネットワークに登録された方に、QRコードシールの無料配付とGPS端末を使用される際の初期費用の助成を行っています。

◆ 奈良市地域みまもりサポート制度の推進（地域福祉課）

「見守り活動」は、地域の困りごとなどの早期発見・早期対応を図るだけでなく、困りごとを発信できなかった孤立しがちな方が地域とつながるきっかけにもなります。また、地域にある心配なことや困りごとを地域住民が気づきあい、支えあう活動のきっかけになる重要なとりくみです。

そのため、地域の見守り活動を具体的に後押しする協働施策として、地域みまもりサポート制度を構築し、地域の共助のチカラが発展できる仕組みとして、地域の見守りを進める人材の養成と、地域の実情に合わせた見守り活動が展開しやすくなるためのマニュアルや指針を提示します。

それらの支援を通じて、行政や専門職の支援と、地域住民の共助のチカラが連携でき役割分担をしながら地域住民の支えあう活動を後押しすることをめざします。

◆ 精神障害者に対する個別相談、訪問活動（障がい福祉課）

精神障害者が地域で生活していくためには、障害福祉サービスによる支援をはじめ、衣食住に関わる生活支援ニーズの対応や相談支援強化、地域住民の参加による見守り・支えあいなどのきめ細かな活動などの幅広い地域での受け皿づくりが必要不可欠であるため、広くケアマネージメントができる相談体制を構築していく必要があり、相談支援のマンパワー不足の解消を図っていきます。

◆ 子育てナビゲーターの配置による子育て制度利用者支援事業（子ども育成課）

要保護・要支援の予備軍である心配な子育て家庭については、保護者が課題と認識していないことや、課題が表面化していないため支援につなげにくいのが現状です。また、支援の必要な子育て家庭は、虐待、DV、ひとり親・経済状況など複数の課題が重なりあっていることが多く、各専門機関が必要に応じ支援していますが、子育て家庭全体を捉えてのマネージメントはできていません。

そこで、生活全体を捉えて早い段階から包括的に支援することで課題の発生を予防し、地域でその家庭なりの自立した生活ができるよう、地域での支えあいができるネットワークづくりが必要です。

また、近年は家庭を支える多種多様な子育て支援サービスが用意されつつありますが、それらの利用条件や利用方法が、必ずしも周知されてはいません。

そのため、子育て中や妊娠している人が、各家庭のニーズに基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、市役所内に子育てナビゲーターを配置し、相談に対応するとともに関係機関との連絡調整などを実施します。

- ① 市役所に子育てナビゲーターを配置し、窓口及び電話での相談に対応します。また、市内の子育て支援拠点を巡回し必要に応じてケースマネージメントを行います。
- ② 待機児童の解消を図るための支援事業や、保健師などによる母子保健や育児に関する支援事業と連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施します。
- ③ 地域の子育て支援関係機関（子育て支援拠点、子育てスポット、民生児童委員など）とネットワーク会議を実施し、普段から顔の見える関係づくりを行います。
- ④ 各地域子育て支援拠点事業者への助言を行うとともに、支援の向上を図るための事例検討会や研修会、交流会を実施します。

◆ 養育支援訪問事業（子育て相談課）

こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）の後も、継続して養育に相談・助言が必要な家庭には保健師などの支援員が家庭訪問を行います。

◆ 新生児、妊産婦訪問事業（健康増進課）

新生児の発育、栄養、環境、疾病予防並びに妊産婦の妊娠中及び出産に支障を及ぼす恐れがある疾病、産褥期の健康管理、家庭環境について適切な指導を行うため、助産師及び保健師などにより訪問指導を行います。

◆ 乳幼児教室（健康増進課）

5か月児の離乳食教室及び1歳0か月児のむし歯予防教室を実施しています。また、保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点などで乳幼児と保護者を対象にむし歯予防の講話と歯みがき指導を実施しています。育児に関する正しい知識の普及と育児不安の軽減、孤立化予防をめざします。

◆ 乳幼児健康診査（健康増進課）

生後4か月・10か月・1歳7か月・3歳6か月児に対して、身体発育・発達・栄養状態などを診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療育並びに育児指導を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図るとともに、育児不安の軽減、虐待の予防を図ることを目的に乳児期は指定の医療機関にて個別健診を、幼児期は中央保健センターで集団健診を実施します。

年度	29	30	31	32	33以降
4 か月児健康診査 受診率の目標値	97.7%	97.8%	97.9%	98.0%	継続

◆ 未熟児、低体重児支援事業（健康増進課）

未熟児、低体重児は保護者の育児などの不安が強く、主に養育上色々な問題を有し、援助を必要とすることが多いことから、保健師等による家庭訪問などを実施し、保健指導を行い、乳幼児の発達を支援します。



◆ 安全対策事業（いじめ防止生徒指導課）

水難・痴漢危険防止用旗（赤旗）・子ども安全の家の旗は、小学校を通じて地域へ配布し、危険な場所への立ち入り防止や不審者が地域に入りにくい状況を地域ぐるみでつくることを目的としています。

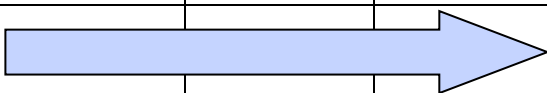
また、新入生や市外からの転入生に防犯ホイッスル（小学校1年生）・防犯ブザー（小学校2年生～6年生）を配付することにより、子ども自身の安全意識を高め、不審者が、子どもに近づきにくい抑制効果を発揮しています。

子ども達を見守る活動は、21中学校区少年指導協議会に委託し、各協議会での巡回活動や登下校の見守り活動を通して、子ども達の交通安全を守り、地域の人が垣根となり、不審者から子ども達を守る活動として実施します。

毎月17日を「子ども安全の日」と定め、教育委員会では、青色防犯パトロールを今後も継続的に実施し、子ども達の安全・安心を確保するとともに、地域の防犯意識を高めます。

「子どもサポートネット」により、不審者情報や安全についての情報をいち早く地域に発信し、安全対策を講じることができるように、今後も継続して配信します。

引き続き、水難・痴漢危険防止用旗（赤旗）・子ども安全の家の旗及び、新入生や市外からの転入生への防犯ホイッスル（小学校1年生）・防犯ブザー（小学校2年生～6年生）を配付し、21中学校区少年指導協議会による巡回活動や登下校の見守り活動、教育委員会による青色防犯パトロールや「子ども安全の日の集い」の実施、「子どもサポートネット」の配信を継続して行います。

年度	29	30	31	32	33以降
少年指導協議会の巡回指導活動回数	1,160回	1,175回	1,190回	1,200回	継続
「子ども安全の日の集い」参加人数	300人				

◆ 女性防災クラブ員による防火啓発事業（消防局 予防課）

住宅火災における死傷者の大半が高齢者であることから、地域で活動する女性防災クラブ員が高齢者宅、特に、有事の際に家族の助けを期待できないひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、火災予防を呼びかけることにより、住宅火災の防止、被害の軽減を図ることを目的としています。

奈良市女性防災クラブでは、平成27年度には13クラブで2,315軒を訪問、平成28年度には15クラブで2,410軒を訪問しました。

今後も、女性防災クラブの実施するひとり暮らし高齢者宅防火訪問事業を協働して実施していきます。防火訪問を実施する女性防災クラブ員一人当たりの訪問件数を増加させることにより、ひとり暮らし高齢者宅からの住宅火災の発生防止をめざします。

※啓発用チラシ・啓発物品の支給などで活動を支援、活動に伴う問題事項を検討・改善し継続

【基本目標】 3 「こと」づくり・「場」づくり～暮らしを支えあう活動・サービスづくり～
 【活動の方向】 （１）地域生活を実現するための資源やサービス・活動の展開
 【重点的なとりくみ】 ①居場所づくり・活動拠点づくりの支援

1. 現状と課題

ヒアリング調査の結果によると、同じ悩みを抱える人同士が話し合える場所や、日中自宅で過ごす障害のある方が社会とつながる場所や居場所が求められています。

さまざまな小地域福祉活動を活発に行っていくためには、活動の拠点となる場所が必要とされています。近隣の公共施設の利用や民間の休暇施設などは、自宅以外に人々が身近な場所で気軽に集える場所として期待されています。

2. 施策の方向

子育て中の保護者、就労などの理由により放課後一人で過ごす子ども、高齢者を対象とした居場所づくりを引き続き推進します。

また、小地域福祉活動の居場所や活動の拠点づくりの支援をすると共に、行政施設の使用などについても可能性の検討や支援を行っていきます。

3. 実施事業

◆ 人権文化センター事業（人権政策課）

各人権文化センターが、それぞれの地域の特性を活かし、高齢者や障害のある方の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりなどを目的とした講座、子どもの育成、親と子または、地域住民との交流をめざした講座、ボランティア育成を視野に入れた講座、生涯学習講座などを開催し、地域におけるさまざまな生活上の課題の解決を図り、地域住民の自主的な活動を促進します。

また、地域ネットワークの構築と強化を図り、参加者の増加が見込めるよう、人権文化の根付いた明るくふれあいのある社会づくりを推進します。

◆ 老人福祉センターの充実（長寿福祉課）

地域の高齢者に対し、各種相談、健康の増進、介護予防の推進、生きがいづくりなど、社会参加を推進します。

また、世代間交流、高齢者の社会参加活動の支援にも力を入れ、利用者数の増を図ります。

◆ ファミリー・サポート・センター事業（子ども育成課）

核家族化や地域社会の活力低下に伴い、子育て親子の孤立化や、子育てに悩む保護者が急増しているため、地域での子育ての仲間づくりや地域コミュニティの活性化を目的とし、育児の「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」が、依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、

地域の中で子育ての相互援助活動を行っています。

また、講習会やスキルアップ講座により会員の資質向上を図り、子育て親子にとって安全・安心な相互援助活動を実施しています。

会員数は増加傾向にありますが、依頼会員より援助会員が少ないため、積極的な広報活動による援助会員の増員をめざします。

◆ 子育てスポットすくすく広場事業（子ども育成課）

核家族化と都市化が進行する中で、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域に存在しないなど、家庭や地域における子育て支援機能の低下が問題となっているため、福祉センターの一室において、子育て親子がいつでも気軽に集える場の提供を行っています。

高齢者から昔ながらの遊びや昔話を教えてもらうなど、異世代間における交流を実施することで親の育児不安や負担を軽減し、子育て親子の孤立化を防ぎます。

また、地域の子育て支援のネットワークを強化するため、地域子育て支援拠点や地域の子育て支援団体などとの交流会を実施しています。

今後も、高齢者との異世代間交流の充実を図っていくとともに、地域子育て支援拠点、地域の子育て支援団体及び子育て親子などの交流会を実施します。

◆ 子育てスポット事業（子ども育成課）

子育てスポットは、子育て親子を主役とした人と人をつなぐ拠点、また、子どもを中心とした地域づくりの核として、地域に開かれた支援の輪を生み出すことを目的とした事業です。

地域にある身近な公共施設などを利用し、地域の団体に委託して、月に1・2回、3時間程度、子育て親子が集まり、共に語り合い、交流を図り、子育て情報の交換を行う場、育児相談に応じる場及び子育て親子に遊びを伝える場の提供を行っています。

また、「子育てスポット交流会」を実施し、実施団体の連携や情報交換などを密にすることで、事業の充実を図っています。

今後も各地域において継続して事業を実施するとともに、子育てスポットなどの地域の子育て支援団体や地域子育て支援拠点を対象とした「子育て支援交流会」を開催し、関係機関及び子育て支援者などの交流・連携の強化を図ります。

◆ 地域子育て支援拠点事業（子ども育成課）

核家族化と都市化の進行により、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域に存在しないなど、家庭や地域における子育て支援機能の低下が問題となっている中、地域子育て支援拠点において、地域の子育て親子の交流促進及び育児相談などを実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支えとりくみを行っています。

加えて、地域の実情に応じ、地域に根ざした運営を行い、関係機関及び子育て支援活動を実施する団体などと連携を図っています。

今後も、子育て親子が教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用することができるように、子育て親子にとって身近な場所である地域子育て支援拠点での確な情報提供及び助言を行い、各拠点、地域住民及び行政などの関係機関が一体となって子どもの健やかな育ちを支援していきます。

年度	29	30	31	32	33以降
地域子育て支援拠点の利用者数	164,000人	177,000人	190,000人	190,000人	継続

※各年度の数値目標は、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場、子育てスポットすくすく広場、児童館の子育て広場）、子育てスポット及び認定こども園の子育て支援（広場）の利用者数です。

◆ 発達支援教室（健康増進課）

1歳7か月児健診後の精神発達に関する事後指導の場として実施しています。親子遊びや設定遊び、保護者同士のグループワークを通して、子どもの発達段階に合わせた適切な関わり方を知り、保護者同士が悩みを共有することでゆとりのある育児につながることを目的に実施しています。家庭での具体的な関わり方を提示していきます。

◆ 公民館事業（生涯学習課）

公民館では、地域コミュニティの活性化につながるような市民の学びの提供や地域資源を生かせるよう、公民館主催事業の開催や貸館事業により、場所と機会の提供を行っています。また、生涯学習活動を通じて市民がもつ豊富な知識や経験を生かすことで、地域づくり・まちづくりにつなげる仕組みづくりをめざし、公民館自主グループの組織化を促進しています。

また、市民の多様化する学習ニーズに対応できるよう、幅広いさまざまな内容での講座開催や人材の確保に努め、新規並びに継続的な公民館事業への参加と公民館利用の促進を図ります。

◆ 放課後児童健全育成事業（地域教育課）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後などに放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）において適切な遊び及び生活の場を与えて、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立などを図り、その健全な育成をめざします。

◆ 放課後子ども教室推進事業（地域教育課）

放課後など（土曜日、日曜日、長期休業期間なども含む）に小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などのとりくみを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

◆ 奈良市適応指導教室「HOP」事業（教育相談課）

不登校児童生徒の進路保障と将来の社会的自立につなげるため、心理的支援・学習支援・集団活動などを行っています。奈良市適応指導教室が教育センター内に移転して5年が経過したことにより、これまでの運営方法を見直して内容の充実を図っています。学校に行きにくい児童生徒が安心して活動できる居場所（Hagukumi Own Placeの頭文字を取り「HOP」と名称変更）となるように、支援のとりくみを推進します。

また、学校や学校外の教育機関などの支援場所のどこにもつながっていない不登校児童生徒が減少するよう、教育センターにおける不登校児童生徒の支援率（市立小中学校の不登校児童生徒のうち教育センターの支援を受けている児童生徒の割合）の向上をめざします。

年度	29	30	31	32	33以降
不登校児童生徒の支援率	27.0%	27.5%	28.0%	28.5%	継続

センターにおける不登校児童生徒の支援率の向上

